

第12次世田谷区交通安全計画(素案) 概要版

第1部 総論

第1章 計画策定の考え方

■ 1 計画策定の趣旨

交通安全対策の総合的な推進を図るため、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき、昭和46年以降 11 年にわたり「世田谷区交通安全計画」を策定している。その上で、世田谷区及び関係機関が一体となり各種の施策を計画的に実施し、交通事故防止に努めている。

また、交通事故の防止は緊急かつ重要な課題であり、引き続き人命尊重の理念の下に、総合的な交通安全対策を強力かつ計画的に推進していく必要がある。そのため、本計画の見直しを5年おきに実施し、時代に即した交通安全啓発活動等の各取組みによって区民生活の安全を図るため、第12次世田谷区交通安全計画を策定する。

■ 2 計画の性格

交通安全対策基本法第26条の規定により、東京都の交通安全計画に基づき、区長が関係機関等の協力を得て定める、区内道路交通の安全対策に関する総合的な施策の大綱

■ 3 期間

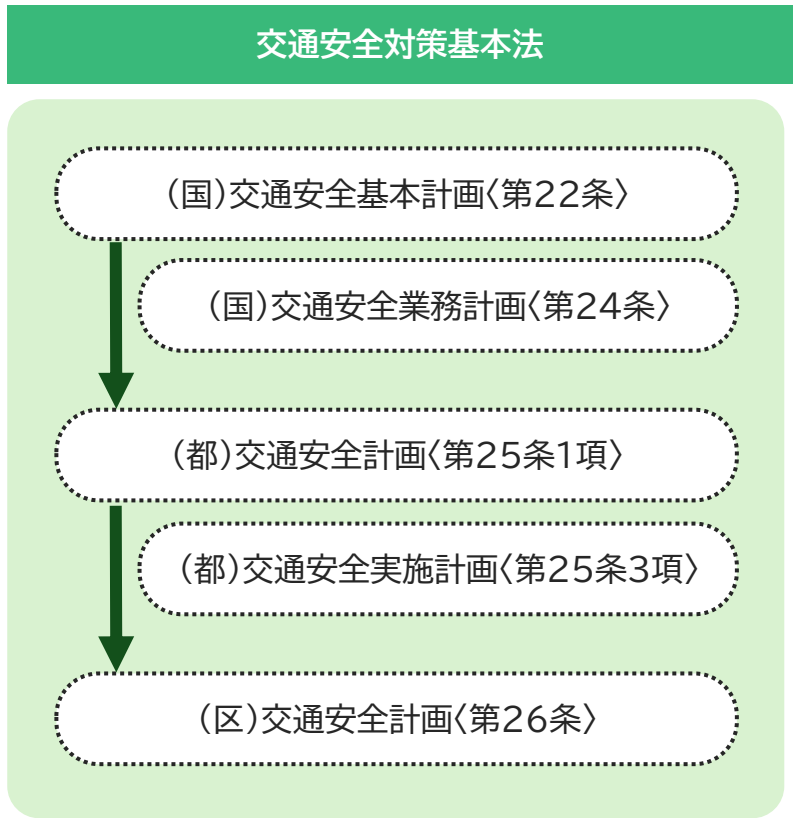
第12次世田谷区交通安全計画 期間／令和 8 年度(2026 年度)～令和 12 年度(2030 年度)				
R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)

目指すべき社会

【交通安全都市宣言】

交通事故を防ぎ
区民のすべてが
安心して充実した生活を
送ることができる
安全な社会

● 計画の位置づけ



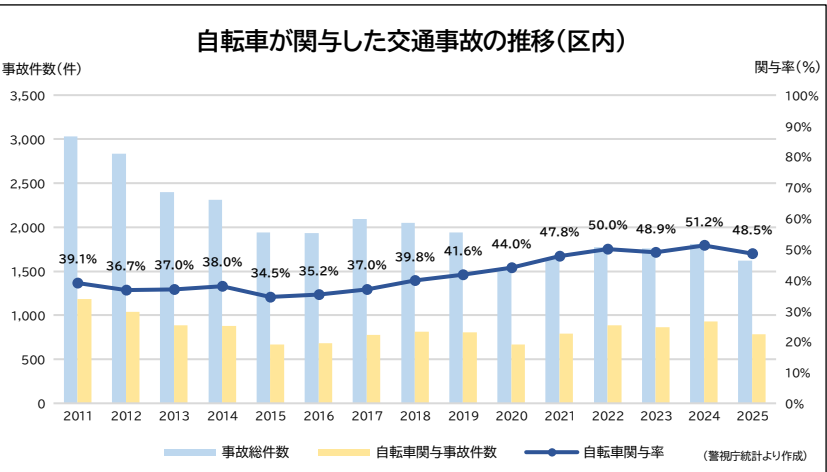
第2章 交通事故の状況

■ 1 区内の交通事故

- (1)区内全域 世田谷区の交通事故は長期的に減少傾向だが近年は増減を繰り返し、令和7年は1,619件で死者は6人であった。
- (2)高齢者 高齢者の事故は令和3年以降増加したものの再び減少に転じ、令和7年は518件、死者数も長年5人未満である。
- (3)子ども 子どもの事故は「小学生」が最も多く令和3年以降微増傾向だが、死者はゼロ～1人と重大事故は少ない。
- (4)自転車 自転車事故は令和7年に861件まで減少し死者ゼロが続く一方、若年層(20歳未満)の割合が増加している。また、区内の交通事故の約5割が自転車関与事故である。
- (5)二輪車 二輪車事故は長期的には減少しつつも近年横ばいで、死者数は平成22年以降5人未満である。
- (6)飲酒運転 都内の飲酒事故は近年横ばいながら令和7年に195件へ増加し、死亡事故は2件であった。通常事故より致死率が高い特徴がある。

■ 2 新たな重視すべき視点における交通事故

- (1)小型モビリティ 都内の特定小型原付の事故は単独事故が多く、負傷者が発生するも死者ゼロであった。事故当事者の7割超を若年層(20～39歳)が占めている。
- (2)外国人 令和6年に訪都外国人旅行者数は約 2,479 万人で、平成27年と比較して約2倍に増加し、過去最高となった。また、日本の運転免許を保有する外国人は年々増加し、外国人による交通事故件数も近年増加傾向にある。



第3章 第12次世田谷区交通安全計画の目標

■ 交通事故の削減目標



第4章 課題解決の方向性

■ 重点課題



交通事故による死亡者の割合が高い「高齢者」の交通安全を確保するため、道路交通環境の整備や啓発活動の充実等を図る必要があります。

次世代を担う子どものかけがえのない命を交通事故から守っていくため、「子ども」の交通安全の確保に向け、道路交通環境の整備や啓発活動の充実等を図る必要があります。

交通事故件数は減少している一方で自転車事故の割合は増加傾向にあることから、「自転車」の安全利用を推進するため、青切符制度の導入を契機として交通ルール・マナーの向上を図るとともに、自転車通行空間や自転車利用環境の維持・整備を図る必要があります。

交通事故死者数における割合が大きく、重大事故に繋がりがやすい「二輪車」事故を防止するため、安全運転意識の向上や指導・取締りの強化等を図る必要があります。

重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪である「飲酒運転」を根絶するため、ルールを守る意識の向上や指導・取締りの強化を図る必要があります。

特定小型原動機付自転車を含む小型モビリティの普及に伴い、若年層や外国人を含む利用者の交通ルールの理解不足による交通違反や危険・迷惑行為の増加が懸念されることから、「小型モビリティ」の安全対策の推進のため、地域や事業者と連携した啓発活動の推進とともに指導・取締りの強化により安全利用の徹底を図る必要があります。

第5章 計画の推進

■ 1 行政機関

区、国、都、警察、消防等が相互に連携し、交通事業者や学校、PTAとも協力して、交通安全施策を総合的に推進します。

■ 2 事業者、交通関係団体等

事業所単位の交通安全教育の実施等を進め、交通事故の防止に努めるとともに、区や警察と連携して、効果的な交通安全対策を推進します。

■ 3 区民

交通安全意識を高め交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を主体的に進める等、計画の担い手の一人となり、交通安全について考え行動することを期待します。

第2部 講じようとする施策

I 重点施策

第1章 高齢者の交通安全の確保

- 高齢者に対する交通安全教室の開催等による交通安全啓発の推進
- 外国人を含めた交通ルールの普及啓発
- 安全な生活道路の構築や交通規制の見直しなど道路交通環境の整備
- ユニバーサルデザインの観点から誰もが利用しやすい公共交通利用環境の整備

第2章 子どもの交通安全の確保

- 子どもや保護者等に対する交通安全教室の開催等による交通安全啓発の推進
- 外国人を含めた交通ルールの普及啓発
- 安全な生活道路の構築や通学路の点検・改善など道路交通環境の整備

第3章 自転車の安全利用の推進

- 交通安全教室の開催や広報媒体の活用による交通安全の啓発の推進
- 自転車安全利用推進員の育成・支援
- 自転車通行空間や自転車利用環境の整備
- 交通ルールの遵守のため指導取締りの強化

第4章 二輪車事故の防止

- 運転者に対する交通安全教室等による交通安全教育の推進
- 標識・照明等の安全施設の整備
- 無謀運転抑止のための指導取締りの強化

第5章 飲酒運転の根絶

- 交通安全キャンペーン等において関係機関が一体となった地域ぐるみによる飲酒運転根絶意識の高揚
- 飲酒運転に関する周辺者への広報啓発活動の推進
- 飲酒運転の取締りの強化

第6章 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの安全対策の推進

- 関係機関と連携した交通ルールの周知徹底や交通安全教育を推進
- 外国人を含めた交通ルールの普及啓発
- 無免許運転・通行区分違反等の悪質運転に対する指導取締りを強化

II 分野別施策

第1章 道路交通環境の整備

- 道路や橋梁など自転車・歩行空間の整備を計画的に進め交通基盤を強化する
- 狭あい道路解消や安全施設整備により事故防止と安心な道路環境を確保する
- 公共交通の充実と無電柱化等により利便性と快適性の高いまちを実現する

第2章 交通安全意識の普及徹底

- ライフステージに応じた体系的な交通安全教育を推進する
- 地域・家庭・学校等が連携し交通安全意識の普及徹底を図る
- 広報や参加型活動を通じ区民の安全行動とマナー向上を促進する

第3章 道路交通秩序の維持

- 交通実態に応じた規制と交通管制により安全で円滑な交通を確保する
- 違法駐車や放置自転車対策を推進し適正な駐車秩序を確立する
- 重大事故につながる違反の取締りを強化する

第4章 安全運転と車両の安全性の確保

- 高齢社会に対応し、運転者教育と管理強化で安全意識向上を図る
- 車両や自転車の点検整備意識を向上させて安全性の確保と事故防止を図る

第5章 救助・救急体制の充実

- 救助・救急体制や人材育成を強化し迅速で的確な救命活動を推進する
- 救急設備や搬送体制の充実により早期対応と医療連携の強化を図る
- 応急手当の普及や相談体制充実により区民の救急対応力向上を図る

第6章 被害者の救済

- 交通事故相談体制を充実し被害者への支援に努める
- 自転車保険等の加入促進により事故時の経済的リスクに備える
- 被害者への情報提供を通じた支援を図る

第7章 踏切道の安全確保

- 連続立体化等により開かずの踏切解消を推進し交通円滑化と安全確保を図る
- 踏切設備の改良や看板設置等の啓発により事故防止と安全対策の強化を図る